資料１

入間市手数料条例の一部を改正する条例　改正要旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）の一部改正（令和元年５月１７日公布、令和元年１１月１６日施行）に伴い、次の改正を行います。

建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律において、省エネ基準を上回る高い省エネ性能（誘導基準）の取組をしている住宅・建築物については、所管行政庁による認定を受けることで、省エネ性能向上のための設備の設置スペースに関し容積率を緩和する建築物エネルギー消費性能向上計画認定制度があります。

当該法律の一部改正により、従来の単体の建築物における省エネ性能向上の取組以外にも、複数棟の建築物の連携により省エネ性能を向上させる取組が追加されることとなりました。このため、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料」及び「建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料」について、複数棟の建築物における計画の認定及び変更認定の申請手数料を定めるものです。

手数料の額は、埼玉県や近隣市と同様に、建築物１棟あたりの手数料の額を従前の建築物における認定申請手数料の額と同一とし、当該計画に係る全ての建築物について合算して得た額とします。

施行日　公布の日